

令和8年7月

定例会会議録

高幡広域市町村圏事務組合

令和 8 年 7 月 高幡広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

日 時 令和 8 年 7 月 2 9 日（水）午後 3 時 0 0 分 開議

会 場 須崎市総合保健福祉センター 2 階会議室 1

議事日程

（新議員の紹介）

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 副管理者の選挙

第 5 議案

議案第 9 号 専決処分の承認について（令和 7 年度負担金額の変更）

議案第 1 0 号 専決処分の承認について
（令和 8 年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 1 号））

議案第 1 1 号 高幡広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を廃止する条例について

議案第 1 2 号 令和 8 年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 1 3 号 令和 7 年度高幡広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について

第 6 発議第 1 号 高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構が受託した債権における管理者の専決処分事項の指定について

出席議員	1 番	土居 信一
	2 番	梅原 健一郎
	3 番	山脇 光章
	4 番	緒方 正綱
	5 番	池田 洋光
	6 番	福永 守恭
	7 番	市川 岩亀
	8 番	高橋 基文
	9 番	池田 三男
	10 番	大地 真人

執行機関出席者	管理者	楠瀬 耕作
	会計管理者	濱崎 守央

事務局職員出席者	管理局長	橋本 耕一
	徴収管理監	飯田 浩二
	事務局長	小松 充
	係長	野村 恵里
	事務補助員	濱口 恵子

午後 3 時 0 0 分 開議

◎議長（福永 守恭 君）

定刻となりましたので、ただいまより高幡広域市町村圏事務組合議会令和 8 年 7 月定例会を開会をいたします。

会議に先立ち、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は 10 名であります。

定足数に達しておりますので、これより会議をひらきます。

今期定例会に付議するために、議案第 9 号から議案第 13 号の 5 議案、また発議第 1 号の提出があり、その写しを過日、配付をしております。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程に入ります前に、新しく当組合議会議員となられました方をご紹介をいたします。

まず、4 月 12 日に行われました四万十町長選挙において当選をされ、4 月 23 日に四万十町長に就任をされました、山脇光章さんをご紹介をさせていただきます。

◎3 番（山脇 光章 君）

皆さん、こんにちは。改めてご挨拶をさせていただきます。

4 月 23 日に第 4 代四万十町長として就任をいたしました山脇光章と申します。

新たな町政運営ということで、重責を担うとともにですね、本組合の議員としても大変重い職だと思い、気を引き締めてまいりたいと思います。

これまで長きにわたり高幡広域市町村圏域の地域の活性化、そして連携に向け、これまでの首長をはじめ議長さんには大変お世話になりました。

これまでの実績をさらに発展すべく、一議員として、一町長としてですね、努力してまいりたいと思いますので、今後ともどうかご指導ご支援のほどよろしくお願いをいたします。

本年度からどうか、改めてよろしくお願いをいたします。

（拍手）

◎議長（福永 守恭 君）

どうもありがとうございました。

日程第 1、議席の指定を行います。

ただ今ご紹介をいたしました、山脇光章さんの議席を 3 番議席に指定をいたします。

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 62 条の規定により、7 番市川岩亀さん、9 番池田三男さんをご指名をいたします。

ご両人はご了承を願います。

日程第 3、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(異議なし)

◎議長（福永 守恭 君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日 1 日間と決定をいたしました。

日程第 4、これより副管理者の選挙を行います。

副管理者の任期が 4 月に満了となったことに伴いまして、副管理者の選挙を行うものであります。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(異議なし)

◎議長（福永 守恭 君）

異議なしと認めます。

従いまして、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

(異議なし)

◎議長（福永 守恭 君）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議長において指名することに決しました。

副管理者に、山脇光章さんを指名をいたします。

お諮りします。

副管理者に指名をいたしました、山脇光章さんを副管理者の当選人と定めることにご異議はございませんか。

(異議なし)

◎議長（福永 守恭 君）

異議なしと認めます。

従いまして、ただいま指名をいたしました、山脇光章さんを副管理者の当選人に定めることに決しました。

ただいま、副管理者に当選されました、山脇光章さんが議場におられます。
会議規則第23条第2項の規定により、当選の告知をいたします。
ここで、山脇光章さんから、副管理者当選の承諾並びにご挨拶をお願いをいたします。

◎副管理者（山脇 光章 君）
議長。

◎議長（福永 守恭 君）
山脇副管理者。

◎副管理者（山脇 光章 君）
3番山脇でございます。先ほど副管理者として選任をいただきました。誠に光栄であり、大変重く受け止めております。
先ほども申し上げましたが、高幡広域市町村圏事務組合管内のですね、今後の将来に向けて共通課題を共に解決をして行くべく尽力に努めるとともにですね、さらに発展性のある可能性もですね、関係者と共に見い出し、さらなる発展に向けて尽力してまいりたいと思います。
このためにも、それで管理者のですね、サポートをしっかりと努めてまいりたいと思います。
まだまだ未熟な点もございます、どうか各首長、議長の皆さんご指導ご支援のほど、よろしくお願いをいたします。

（拍手）

◎議長（福永 守恭 君）
暫時休憩をいたします。

（午後3時07分 休憩）

（午後3時07分 再開）

◎議長（福永 守恭 君）
休憩前に引き続き、会議を開きます。
日程第5、議案第9号から議案第13号を一括議題といたします。
提案趣旨の説明を求めます。
楠瀬管理者。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）
議長。

◎議長（福永 守恭 君）

楠瀬管理者。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）

本日は、議員の皆様方におかれましては、何かとご多用のところご出席を賜り、7月定例会が開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

また、先程ご紹介のありました、四万十町山脇町長におかれましては、今後とも高幡圏域の地域振興のため、ご指導、ご協力をいただきますよう心からお願い申し上げます。

さて、本定例会には、令和7年度高幡広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定など、5議案を上程しておりますが、その趣旨の説明と広域行政の報告を申し上げます。

まず、ふるさと市町村圏事業である高幡中学生海外研修事業につきまして、令和7年度に引き続き、カナダへ2週間のホームステイ研修として研修生15名が決定し、渡航前説明会や事前英語研修などを経て、8月5日からの渡航に向け準備を進めております。

次に、青少年育成交流事業でございますが、高幡圏域の市町を巡り、自分たちの住む地域を学習する体験型研修として、令和8年度は中土佐町での実施を計画いたしております。

開催時期につきましては、昨今の異常気象による酷暑の影響から夏開催は避け、11月22日、23日の1泊2日を予定しております。

当日は、市町各1名の職員をスタッフとして要請しておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、婚活事業につきましては、事業開始当初から令和7年度までイベント型婚活事業を展開してまいりましたが、様々な課題等を協議し、委託事業所の選定を行った結果、本気の婚活を支援する結婚相談所IBJと提携している日本旅行が実施する、メタバース婚活事業となっております。

メタバース内、いわゆる仮想現実での出会いで内面重視としており、スタッフのフォロー体制も構築されていることから、今後の展開も期待できるものと考えており、12月の開催を目標に、現在準備を進めております。

続いて、介護認定審査会、障害支援区分認定等審査会の運営事務についてでございます。

昨年度は、介護認定審査会が2,970件、障害支援区分認定等審査会が195件の2次判定を行っております。

次に、租税債権管理機構滞納整理事業です。

令和7年度は、7市町から211名、約1億2千万円を受託いたしまして、徴収額は約5千6百万円、徴収率は、44.3%となりました。

本年度は167名を受託しておりますが、個々の事案に応じた適切な滞納整理に取り組んで参ります。

次に、須崎斎場についてでございます。

令和8年4月1日付けで須崎斎場運営一部事務組合へ事業を移譲し、運営が開始されております。

須崎斎場調整基金につきまして、引き継ぐ金額が3月下旬に確定したことから、4月1日付け

で専決処分により補正予算を計上しております。

最後に、高知県グリーンボンドの購入についてご報告をいたします。

保管する公金の効率的な運用及び社会的責任の履行の一環として、野村證券株式会社を主幹事とする高知県グリーンボンドを、定期預金で管理しているふるさと市町村圏基金のうち3千万円で購入予定です。

本債券への投資は、安全性及び確実性を最優先に確保した資産運用であるとともに、調達資金が全額、高知県内の環境対策事業に充当されることから、当組合として持続可能な地域社会の実現に貢献することを目的としております。

このことにより、高幡ふるさと市町村圏計画、基本目標2の美しく豊かな自然と調和した圏域づくりの全ての施策を間接的に実施できる利点もあると考えております。

以上、本議会に提案しております議案につきましては、構成市町の企画担当課長会及び副市町長会の協議を経まして、ご提案させていただいているものでございます。

なお、補正予算第1号及び高知県債の購入につきましては、副市町長会のための協議となりましたが、承認をいただいております。

詳細につきましては、事務局長及び管理局长からご説明を申し上げますので、適切なご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（福永 守恭 君）

続きまして議案の説明を求めます。

◎事務局長（小松 充 君）

議長。

◎議長（福永 守恭 君）

小松事務局長。

◎事務局長（小松 充 君）

それでは、7月定例会の議案につきまして、説明をいたします。

議案書2ページをご覧ください。

議案第9号、専決処分の承認についてですが、これは令和7年度一般会計及び滞納整理事業特別会計関係市町別負担金額の変更について専決処分をしましたので、この報告を行い、承認を求めるものです。

一般会計につきましては、議案書4ページ目、負担金変更表下段の合計をご覧ください。

変更前4,137万3千円、変更後3,471万2,967円となり、666万33円の減額となっております。また、中段にあります須崎斎場関係負担金は、余剰金を基金に積み立てておりましたが、令和8年4月1日に事業移譲としたため、須崎斎場の予算残額を還付しております。

一般会計は、以上となります。

◎管理局长（橋本 耕一 君）

議長。

◎議長（福永 守恭 君）

橋本管理局长。

◎管理局长（橋本 耕一 君）

同じく専決処分にかかる管理機構の負担金等の変更についてご説明します。

5 ページをご覧ください。

一般会計と同様に歳出金額の確定に伴い、すでに頂いている負担金及び受託事業収入金を確定させ、ゼロ精算するものであります。

負担金、受託事業収入金の各市町別金額は記載の通りで説明は省略させていただきますが、合計で当初の4, 967万円が、確定で4, 624万6, 934円となり、約342万円のマイナス相当分を該当市町に還付しております。

以上でございます。

◎事務局长（小松 充 君）

議長。

◎議長（福永 守恭 君）

小松事務局长。

◎事務局长（小松 充 君）

議案第10号、専決処分の承認についてですが、内容は別冊の令和8年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計補正予算書（第1号）をご覧ください。

須崎斎場運営一部事務組合への事業移譲に伴う須崎斎場調整基金の引き継ぎに関し、現計予算と執行実態を速やかに合致させるため、令和8年4月1日をもって専決処分を行ったので、これを報告し、承認を求めるものです。

須崎斎場移譲にあたっては、当組合議会令和7年12月臨時会において、令和8年3月31日現在の基金残高を4月1日で引き継ぐ附則のある基金条例の廃止について議決をいただき、手続きを進めてまいりました。しかしながら、引き渡す基金の金額が確定したのが当初予算認定の2月定例会後の3月末であり、予算計上することができなかったことから、専決処分により補正予算を計上するものです。

続きまして、議案第11号、高幡広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を廃止する条例について、説明資料の4ページをご覧ください。

本条例は、高度の専門的な知識経験等を有する職員を一定期間採用することを目的として制定されておりますが、当組合においては過去約10年間にわたり採用の実績がなく、今後においても当該制度を活用する具体的な見込みがないため、事務の簡素化および効率化を図るため、本条

例を廃止するものです。また、令和8年度の人事院勧告が出た場合でも、改正すべき条例が既に存在せず、また対象となる職員もいないため、差額支給などの実務も発生しませんので、廃止をしても問題ないと考えております。

次に、議案第12号、令和8年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）についてですが、議案説明資料5ページをご覧ください。

中学生海外研修事業におきまして、燃油サーチャージの価格高騰により、委託料が総額で96万9千円増額します。当初予算で不測の事態に備え50万円を計上しておりましたので、差し引き46万9千円の増額となります。

また、次の6ページですが、昨年度から企画内容等の協議していた青少年育成交流事業について、概ね企画案が固まりましたので、事業を実施できるよう予算を計上するものです。

これを賄う財源は、ふるさと市町村圏基金からの繰り入れで対応となります。よって、歳入歳出それぞれ119万4千円の増額補正となります。

続きまして、議案第13号、令和7年度高幡広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定についてですが、地方自治法第292条により準用される同法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、議会の認定を求めるものです。

それでは、決算書の内容につきまして説明しますので、別冊令和7年度歳入歳出決算書をご覧ください。

まず、決算書の1ページ目、歳入歳出決算額がそれぞれ1億232万9,591円となり、差引残額0円となっております。

繰越明許費にかかる翌年度に繰越すべき財源、基金繰入金及び翌年度への繰越金も0円となっております。

次に、2ページから3ページ、歳入についてですが、歳入予算現額の合計は、1億758万2千円、調定額、収入済額ともに1億232万9,591円、不納欠損額、収入未済額ともに0円、予算現額と収入済額との比較は525万2,409円となっております。

次に、4ページ、5ページの歳出についてですが、歳出予算現額の合計は1億758万2千円、支出済額1億232万9,591円、翌年度繰越額0円、不用額及び予算現額と支出済額との比較525万2,409円、歳入歳出差引残高0円となっております。

6ページ事項別明細をご覧ください。

歳入ですが、1款分担金及び負担金、1項1目組合運営費負担金について、先程の議案第9号専決処分でご説明いたしました各市町の負担金です。

1節の組合維持管理費関係から4節の須崎斎場負担金まで、それぞれ精算をしております。

斎場につきましては、568万5千円ですが、新一組に移譲になったことから、予算残額306万7,485円をここから須崎市と津野町に還付しておりますので、決算額としましては261万7,515円となっております。

次に、2目介護運営費負担金につきましては、須崎市福祉事務所から委託を受け審査した、1件分4千円の負担金収入です。

次に、2款使用料及び手数料ですが、1項1目の衛生使用料につきましては、須崎斎場使用料、火葬562件及び施設使用料の合計3,666万円です。

次に、2目総務使用料は、よさこいケーブルネットからの土地使用料1,500円となっています。

次に、8、9ページですが、3款県支出金、1項1目社会福祉費県委託金につきましては、須崎福祉保健所から委託を受け介護認定審査をした介護認定審査委託金3件分、12,000円。

次に、4款財産収入、1項1目基金運用収入につきましては、10億円の国債運用益0.4%の利率の時の半期分200万円と、買い替え後1.0%の半期分500万円、買い替え時に発生した引き渡し差額、そしてふるさと市町村圏基金、須崎斎場調整基金それぞれの利子収入合わせて合計1,434万9,544円となっています。

2目の利子及び配当金については、須崎市道の駅に出資している450万円に対する配当金が、令和7年度は0円でした。

また、3目財産貸付収入といたしましては、須崎斎場に設置しています自動販売機収入が47,254円となっております。

次に、5款繰入金、ふるさと市町村圏基金繰入金ですが、721万6千円の予算額に対し、決算額が減額となった理由といたしましては、高幡中学生海外研修事業について見積りどおりの支払額であったので、不測の事態に備えた予備分が不要となったこと、また事務所内での経費削減に努めたことにより638万3,389円の繰り入れとなりました。

また、須崎斎場調整基金は、通常繰り入れることがなかったのですが、令和8年度から土佐市が参入することに備えて修繕及び備品購入の必要があったこと、また令和7年度は使用料収入が予想より減額となったことから繰り入れを行いました。

続きまして、10から11ページ、2項1目の雑入につきましては、3つのふるさと市町村圏事業の参加者負担金、会計年度任用職員の雇用保険料振り替え分、その他雑入と合わせ、雑入合計311万1,575円となっております。

以上、歳入合計1億232万9,591円の明細をご説明いたしました。

続きまして、12ページ以降の歳出の説明につきまして、主なものをご説明いたします。

歳出、1款議会費ですが、7月及び2月の議会定例会等の議会運営費に関する経費で、18万3,933円。

14、15ページに入りまして、2款総務費、18節負担金は、事務局長の人件費に対する負担金等となっております。

次に、2目ふるさと市町村圏事業費の支出額2,373万8,800円の主な内訳は、中学生海外研修事業、青少年育成交流事業、婚活事業の委託料と、各事業を執行するための経費となっております。

次に、決算書16、17ページ、3款民生費、1項1目介護認定総務費ですが、介護認定審査会に係る経費で、令和7年度は2,970件の審査を行いました。経費の内訳は、人件費、その他、介護認定審査会に係る委託料をはじめとする物件費を合わせて、1,584万8,638円となっております。

2目障害認定総務費については、障害認定審査に関する経費で、令和7年度は195件の審査を行いました。経費の内訳は、障害認定審査会委員報酬、その他需用費等の物件費を合わせて87万3,352円となっております。

次に、決算書１８、１９ページに移りまして、４款衛生費、１項１目須崎斎場運営費ですが、こちらは須崎斎場の運営に関する経費で、主な経費といたしましては、毎年計画的に実施している火葬炉設備等施設修繕料９１３万円、株式会社五輪への指定管理委託料３，１３３万８千円に加えて、先ほど歳入繰入金でご説明した修繕及び遺体保冷库、事務机や椅子などの備品購入費となっております。

５款公債費、６款予備費については、支出額０円となっております。

以上、歳出合計１億２３２万９，５９１円となっております。

２２ページの実質収支に関する調書につきましては、歳入歳出の総額を千円単位に丸めたもので、実質収支は０円となっております。

一般会計については、以上です。

続いて、特別会計の決算を橋本管理局長より、説明をいたします。

◎管理局長（橋本 耕一 君）

議長。

◎議長（福永 守恭 君）

橋本管理局長。

◎管理局長（橋本 耕一 君）

続きまして、２３ページ、管理機構の特別会計決算についてご説明します。

令和７年度の決算額は、歳入歳出決算額とも４，６４０万３６６円となりました。

２４、２５ページは歳入、２６、２７ページは歳出の款項別の予算額等を記載しておりますが、詳細は次の事項別明細書でご説明させていただきますので、合計だけ述べさせていただきます。

歳入、歳出とも予算現額４，９７１万円に対し、調定、収入済及び支出済額とも４，６４０万３６６円となりました。

２８ページからの事項別明細書をご覧ください。

歳入ですが、第１款分担金及び負担金、第１項負担金は、組合構成市町の負担金で予算額３，７９６万１千円に対し、調定、収入済額は３，５４４万５，３３２円。

第２款諸収入の第１項受託事業収入は、佐川町、越知町、土佐市の委託料ですが、予算額１，１７０万９千円に対し１，０８０万１，６０２円、第２項の預金利子は１万円に対し７０，０３４円、第３項雑入は３万円に対し８３，３９８円となりました。

合計で予算額４，９７１万円に対し、調定、収入済額とも４，６４０万３６６円となりました。

３０ページからの歳出ですが、第１款総務費は、予算額４，９５１万円に対し支出済額４，６４０万３６６円で各節別金額は記載のとおりで、内容につきましては備考欄に支出内容を記載しております。

１０節の需用費までは記載のとおりですが、１１節の役務費の振込手数料等の８万１千円の内訳は、振込手数料の７万９千円、預金調査手数料の４２７円、普通預金残高証明の１，５４０円です。

12節の委託料以下の節は、備考の記載のとおりです。

第2款予備費20万円は、不用額となりました。

合計で予算額4,971万円、支出済額4,640万366円となっております。

次の34ページ、実質収支に関する調書は、先ほどの歳入歳出額を千円単位で記載したものです。

管理機構の事業実績は実績報告書の4ページに、また決算資料の4ページと5ページには機構実績の概要などを添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上でございます。

◎事務局長（小松 充 君）

議長。

◎議長（福永 守恭 君）

小松事務局長。

◎事務局長（小松 充 君）

それでは、決算書35ページ、「財産に関する調書」をご覧ください。

1、公有財産（1）土地及び建物ですが、須崎斎場に関するもので、前年度より増減ありません。

（2）の出資による権利につきましては、前年度からの増減はなく、株式会社須崎市道の駅に1株5万円で90株450万円を出資しております。

2、物品につきましても、令和6年度から増減はありません。

3の基金につきましては、3月31日現在となっております、（1）の高幡広域ふるさと市町村圏基金ですが、会計管理者の方から指摘がありまして、去年と比べまして現金と有価証券とを分けて表示するようにいたしました。

まず、現金ですが、前年度末現在高から83万9,267円減の、決算年度末現在高、1億3,855万7,928円となっております。有価証券の10億円につきましては、額面を表示しますので、増減なしの10億円です。

また、（2）の須崎斎場調整基金は、前年度末現在高から187万2,441円の減となり、決算年度末現在高は1,712万7,247円となっております。

なお、この斎場の基金につきましては、4月早々に須崎斎場一部事務組合へ譲渡しています。

以上が、財産に関する調書の報告となります。

なお、各会計の決算の詳細につきましては、別冊でお配りしております令和8年7月定例会決算資料及び主要な施策の実績報告書をご参照いただき、説明は割愛させていただきます。

以上です。

◎議長（福永 守恭 君）

以上で説明は終わりました。

ここで、監査の結果について、監査委員から報告をお願いします。
池田三男監査委員。

◎9番（池田 三男 君）

はい、議長。

それでは監査報告を申し上げます。

お手元の資料の議案説明資料の最後のはし、7ページにも書かれておりますが、ご覧いただきたいと思います。

去る6月23日、高幡広域市町村圏事務組合事務所におきまして、令和7年度に執行されました事務事業につきまして、事務局の説明のもと、高橋栲原町長とともに精査をし、決算監査を行ったところでございます。

その際、令和7年度歳入歳出決算書とその附属書類につきまして、保管の諸帳簿そして証票書類と照合したところ、計数には誤りなく、正確であり、適正に予算の執行等の事務処理がなされていることを認めましたので、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

◎議長（福永 守恭 君）

ありがとうございました。

これより議案第9号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（福永 守恭 君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（討論なし）

◎議長（福永 守恭 君）

討論なしと認めます。

これより議案第9号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（福永 守恭 君）

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり承認をされました。

続きまして議案第10号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長(福永 守恭 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(福永 守恭 君)

討論なしと認めます。

これより議案第10号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

◎議長(福永 守恭 君)

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり承認をされました。

続きまして議案第11号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長(福永 守恭 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

◎議長(福永 守恭 君)

討論なしと認めます。

これより議案第11号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。
本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

◎議長 (福永 守恭 君)
挙手全員と認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。
これより議案第12号について質疑を行います。
質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長 (福永 守恭 君)
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

◎議長 (福永 守恭 君)
討論なしと認めます。
これより議案第12号の採決を行います。
本案の採決は、挙手によって行います。
本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

◎議長 (福永 守恭 君)
挙手全員と認めます。
よって本案は、原案のとおり可決をされました。
続きまして議案第13号について質疑を行います。
質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長 (福永 守恭 君)
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

◎議長(福永 守恭 君)

討論なしと認めます。

これより議案第13号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

◎議長(福永 守恭 君)

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり認定をされました。

日程第6、発議第1号、高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構が受託した債権における管理者の専決処分事項の指定についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

2番、梅原健一郎さん。

◎2番(梅原 健一郎 君)

それでは、発議第1号、高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構が受託した債権における管理者の専決処分事項の指定についてにつきまして、説明をさせていただきます。

上記議案につきましては、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により、次のとおり提出をするものでございます。

提出者につきましては、高幡広域市町村圏事務組合議員、梅原健一郎、賛成者、高幡広域市町村圏事務組合議員、土居信一としております。

高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構が受託した債権における管理者の専決処分事項の指定について、地方自治法第180条第1項の規定により、管理者において専決処分することができる事項を次のとおりに指定する。

法第96条第1項第12号に規定するもののうち、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関するものであって、その目的の価格が1,500万円以下のものということでございます。

この指定は、議決の日から施行することといたしております。

これにつきましては、これまで現在当組合の処務規程にある管理者の専決事項につきましては、その目的の価格が100万円以下のものということにしておりますが、債権管理機構が受託した債権におけるその価格がですね、昨今非常に高額なものとなってきておりますので、こういう、この提案をさせていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

◎議長(福永 守恭 君)

提案理由の説明が終わりました。

これより発議第1号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長(福永 守恭 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

◎議長(福永 守恭 君)

討論なしと認めます。

これより発議第1号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

◎議長(福永 守恭 君)

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決をされました。

以上で、本定例会に付議されました議案は、すべて議了をいたしました。

管理者からごあいさつがあります。

◎管理者(楠瀬 耕作 君)

議長。

◎議長(福永 守恭 君)

楠瀬管理者。

◎管理者(楠瀬 耕作 君)

閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ご提案申しあげました議案につきましては、いずれも慎重審議のうえ、適切なご決定を賜りましたことを、厚く御礼申し上げます。

皆様方におかれましては、お忙しい日々をお過ごしのことと存じますが、なにとぞご自愛のうえ、ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

◎議長（福永 守恭 君）

どうもありがとうございました。

これをもって、令和８年７月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会をいたします。

議事進行にあたりまして、ご協力を得ましたこととお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

午後３時４１分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高幡広城市町村圏事務組合議会議長

高幡広城市町村圏事務組合議会議員

高幡広城市町村圏事務組合議会議員